

ワンストップ特例申請書（記入例）と添付資料について（※台紙 裏面）

ワンストップサービスを利用される方は「申告特例申請書」に必要事項を記入していただき、申請書と個人番号確認書類および身元確認書類を台紙（裏面）に貼り付け、返信用封筒に入れて**寄附をした年の翌年1月10日まで**にご返送をお願いします。

※オンライン申請をされた方は、返送は不要です。

※オンライン申請を希望される方は、同封の「オンラインによるワンストップ特例申請について」の手順で手続きを行ってください。

■ ワンストップ特例申請書にマイナンバーを記載してください 【記入例】

令和 年 寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日 殿	整理番号				
住 所	フリガナ				
	氏 名				
電話番号	個人番号				
	生年月日	明・大・昭 平・令			

提出日をご記入ください

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなくご記入ください

確定申告をする必要がない方

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である ☐

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である ☐

①、②に該当するかを確認し、☒（チェック）してください

寄附先が「5自治体」以下の方

■ 添付書類【個人番号確認書類 + 身元確認書類】

裏面の①～③のいずれかの方法でコピーを貼付用台紙に貼付し、申請書と併せてご返送ください。

ワンストップ特例制度の適用を受ける際の注意事項

- ワンストップ特例の申請をした方が確定申告や住民税申告を行った場合、特例は無効となります。確定申告や住民税申告をする場合は寄附金についても忘れずに申告してください。
- ワンストップ特例申請用の申請用紙は、同一自治体へ複数件の寄附を行った場合でも、件数分の送付が必要となります。合算での申請用紙は受け付けられません。
- 特例申請書を提出した後、翌年の1月1日までに住所や氏名に変更があった場合は、翌年の1月10日までに「変更届出書」と変更事項の確認がとれる添付資料とともに提出してください。なお、電話番号の変更だけであれば提出は不要です。
- ワンストップ特例申請書類は、FAXやメールでは受け付けることができません。
- この申請では、返礼品および書類送付先の変更は承れません。修正後は必ず総社市へ連絡をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号 総社市役所 ふるさと納税担当
電話：0120-263-108（受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く））

ワンストップ特例申請書添付書類 貼付用台紙

この用紙に①～③のいずれかの本人確認書類を貼付し、ワンストップ特例申請書と同封して提出してください。

① 個人番号（マイナンバー）カードの両面のコピーを添付

【12桁の番号が記載された面】



【顔写真が記載された面】



② 通知カード または 住民票（個人番号入り）のコピー + 顔写真入りの身元確認書類のコピーを添付 （運転免許証、パスポート等）

<個人番号通知カード>



※住所・氏名等変更記載のある場合は
裏面のコピーもこちらに貼付け

<顔写真入りの身元確認書類>



※住所・氏名等変更記載のある場合は
裏面のコピーもこちらに貼付け

③ 通知カード または 住民票（個人番号入り）のコピー + 2種類の顔写真なしの身分証明書のコピーを添付 （健康保険証、年金手帳、納税証明書、印鑑登録証明書等から2点）

***** 該当する書類（2種類）のコピーを貼付け *****

貼付けの際の注意点

- 個人識別事項（氏名および住所または生年月日）が記載されているものであること
- 証明書は有効期限内のものであること
- 添付書類の記載事項は、申請書の氏名・住所等と一致していること（申請住所と一致しない通知カードは証明書としてご利用いただけません）

個人番号の記載のある住民票のコピーは左端に寄せて貼付け